7−5　教　育

1　学校教育

消防学校では、新しく採用された職員の教育訓練をはじめ、幹部教育、各種の専門教育を実施し、消防の担い手として高度専門化する業務に的確に対応し、都民の期待に応えられる消防職員の育成に努めています。

写真 89　消防学校での訓練

2　教育内容

⑴　初任教育

新たに採用した消防職員に対して、職務上必要な基礎知識、技能の修得をはじめ、強靭な気力・体力の練成、モラル、マナーの涵養等、実践的な知識・行動力と豊かな人間性のある職員の育成を目指した教育訓練を行っています。

⑵　管理者研修・幹部教育研修

人格の陶冶、業務管理能力、部隊指揮・統率力等、管理監督者として必要な能力の伸張を図るための教育訓練を行っています。

⑶　専科研修

救急救命士の養成をはじめ、救助、機関運用、化学災害などの業務に従事する職員に対し、それぞれ専門的な知識、技術を修得させるための教育訓練を行っています。

⑷　特別研修

特定の業務に従事している職員に対し、当該業務についての知識・技術を修得させるために実務的訓練を行っています。

3　委託教育

学校教育のほかに、外部の機関に委託して行う教育があります。これは、東京消防庁以外の教育機関に職員を派遣し、必要な技術を修得させるものです。

第 7-2 表	学校教育の実施状況（平成28年度中）

教育種別		実施回数	人員
初任教育	消防吏員	16	854
	主事	1	12
管理者研修	部長研修	1	20
	参事等・署長・副本部長研修	1	101
	署長任命予定者研修	2	24
	本庁課長・副参事等・副署長等研修	2	144
	副署長任命予定者研修	2	31
	警防課長研修	1	93
	予防課長研修	1	83
幹部研修	上級幹部研修（消防司令長新任課程）※	1	63
	中級幹部研修（消防司令新任課程）　※	3	199
	初級幹部研修（消防司令補新任課程）※	8	470
	初級幹部研修（消防士長新任課程）　※	5	721
専科研修	特別救助技術研修	2	99
	特別操作機関技術研修	4	80
	ポンプ機関技術研修	7	244
	機動二輪活動技術研修	1	10
	救急救命士養成課程研修	1	50
	救急救命士就業前研修	4	159
	救急標準課程研修	4	238
特別研修	経理関係事務特別研修（基礎課程）	1	33
	経理関係事務特別研修（実務課程）	1	16
	経理関係事務特別研修（管理課程）	1	16
	情報通信システム指導者特別研修（情報課程）	1	81
	情報通信システム指導者特別研修（通信課程）	1	80
	特別消火中隊隊長特別研修	1	54
	実火災体験型訓練指導者養成特別研修	2	22
	ＮＢＣ災害基礎特別研修	2	98
	救急救命士実務特別研修	2	91
	救急隊長特別研修	3	180
	救急救命士処置拡大(低血糖・ショック)特別研修	4	207
	予防実務特別研修（基礎課程）	1	57
	予防実務特別研修(査察、予防、防火管理、危険物)（専門課程）	6	243
	予防実務特別研修(実務入門、技術向上）（火災調査課程）	2	120
	予防実務特別研修(査察、予防、防火管理、危険物、調査)（管理課程）	5	205
	機関員指導者養成特別研修	2	44
	消防団教育訓練指導者特別研修	2	115
	現任士長スキルアップ研修	1	98
	現任副士長スキルアップ研修	1	98
合計		106	5,553

※同等職の主事を含む

第 7-3 表	委託教育の現況（平成 28 年度中）

区分 委託機関	教育内容
大学等	消防防災科学、都市システム科学、防災・復興・危機管理、地域政策、情報システム学、リスク工学、経営学、国際火災科学等
消防大学校	上級幹部科、幹部科、警防科、予防科、救急科、救助科、火災調査科、危険物科、新任教官科等
独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所	山岳遭難救助指導員養成研修
労働局長登録教習機関	玉掛技能講習修了者養成研修、車両系建設機械運転士養成研修
海上自衛隊	潜水指導員養成研修
海技従事者養成機関	海技従事者養成委託研修、小型船舶操縦者養成委託研修
航空従事者養成機関	回転翼航空機計器飛行研修、回転翼航空機不時着水脱出訓練研修、回転翼航空機操縦士養成研修、回転翼航空機整備士養成研修等
大学医学部付属病院等	救命救急センター研修等
その他	大型自動車免許取得研修、支援デブリーファー養成研修、英語対応救急隊員育成英会話研修等

7−6 消防職員待機宿舎

消防職員待機宿舎は、震災等大規模災害が発生した場合、指揮活動に必要不可欠な職員や専門的知識・技術を有する職員、その他初動態勢の確立に必要な職員等の人的消防力を24時間体制で確保することを目的に設けられた施設です。

「指定待機宿舎」は災害時に最高作戦指揮等に不可欠で、その職務上管轄区域内又は一定の場所へ、強制的に入居を義務付けられている職員が居住するためのものです。平成29年4月1日現在、消防署長宿舎等135ヵ所が整備されています。

「単身待機宿舎」「家族待機宿舎」は消防署等に早期に参集し、初動態勢を確立するために必要な職員が居住するためのものです。平成 29 年 4 月 1 日現在、241 ヵ所が整備されています。

写真 90　消防署の上に設置された待機宿舎